

第1回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰受賞者の概要

総合政策局 安心生活政策課

さいたま新都心バリアフリーまちづくりボランティア

さいたま新都心では、ハード面の整備のみならず、まち案内や移動支援などソフト事業の必要性も重視して、まちのバリアフリー化を推進しており、「さいたま新都心バリアフリーまちづくりボランティア」では、平成12年5月（さいたま新都心のまちびらき）より、県・市と協働したボランティア活動を行っています（平成20年1月現在、63名が登録）。

具体的には、要望のあった団体に、さいたま新都心のまち案内、車いす補助や視覚障害者誘導など移動支援、車いす体験などの疑似障害者体験補助、5カ国語（日・英・中・韓・ポルトガル語）ガイドマップ配布、手作りマップ作成（レストラン・ショップのバリアフリーガイドマップ）などを行っています。特に、次世代を担う小学生には、積極的に利用案内をPRして、その体験を通してバリアフリーへの関心を高められるよう活動を行っています。



白杖体験を補助するボランティア

国土交通省では、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人または団体を表彰し、優れた取り組みを広く普及・奨励することを目的として、平成19年度より「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰制度」を創設し、平成20年3月に第1回の表彰式を行いました。今回は、第1回の表彰案件である以下の5件について、その概要を紹介いたします。

今後とも、この制度により優れた取り組みを普及・奨励することによって、国土交通分野におけるバリアフリー化に向けた取り組みがより一層推進することを期待しています。

また、バリアフリーに関するもののみならず、まちのにぎわいづくりを目指して、だれもが無料で自由に参加することができ各種イベントなどの企画・実施も行っています。

このように、市外から来訪する団体への対応など対象が広範囲に及び、また、小中学校への対応などによりバリアフリー化の推進を次世代に受け継ぐことに貢献するこれらの活動が、継続的に実施されていることを高く評価し、表彰することとしました。

特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター

平成14年に、日本初で唯一のバリアフリー観光の案内システム（施設の調査、アドバイス、案内、情報提供など）を地元の障害者を含む市民で立ち上げました。すでに6年目となる活動は、伊勢志摩に至る交通、伊勢志摩地域のバリアフリー化や情報発信、さらに旅館へのヘルパー派遣、学校での福祉教育にまで及んでいます。

特に、バリアの数は障害者の数だけである（障害者の障害の度合いは、一人ひとりが違う）という認識により、障害者起点で観光を捉え、観光客それぞれの状態や欲求に合わせてバリアフリー観光を提供する精神とそれを可能とするさまざまな手法を総称して「パーソナルバリアフリー基準」とし、この基準により、どのような障害者にも対応でき、ハード整備の整っていない施設でも受け入れが可能になりました。

設でも受け入れが可能になりました。

さらに、この基準は、「障害者旅行者は、バリアフリーを求めに来るのではなく、観光を楽しみに来る」という考え方に基づいて相談に乗り、観光の楽しみを優先したバリアフリー旅行を実現しています。

このように、その活動が、開設以来しつかりとした組織体制のもと着実に取り組まれ、障害者、高齢者などの誘致を劇的に伸ばすとともに、観光・交通・福祉・教育などの各分野に横断的に発展し、また、積極的な情報発信などにより他地域にまで発展していることを高く評価し、表彰することとしました。



専門員による調査活動
（パーソナルバリアフリー基準の下で、地元の障害者が中心となった専門員が旅館を調査。実際に宿泊や入浴もする）

豊中市（大阪府）

豊中市では、市内13駅のすべて（いずれも1日あたりの平均利用者数5000人以上）について、旧交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定し、駅と周辺地区のバリアフリー化に取り組んでいます。

また、事業進捗状況の管理や、継続的改善を円滑に進めるため、策定に係った高齢者、障害者、住民、事業者および市などによる「バリアフリー推進協議会」を設置し、継続的な市民参画により（平成20年2月末現在、幹事会10回、説明会11回、ワークショップ6回を実施）、基本構想に基づく事業の着実な実施が図られています。

さらに、豊中市では、事業者が設計・工事段階で障害者の意見を聴くことができる「バリアフリーチェックシステム」を導入しています。

チェックの対象は、基本構想に基づく事業で、細部の仕様を決定する必要がある施設としており、強制ではなく、事業者が必要に応じて行います。また、事業全体のチェックではなく、設計・工事を進めて行く上で、わからないことなどがあつた時に手軽に利用できるシステムを目指しています（平成20年2月末現在、16件のチェックを実施）。



券売機のチェックの様子

このように、協議会の設置により、バリアフリー新法の制定に先立って「スパイラルアップ」を実現するための体制を構築するとともに、チェックシステムの制度化により、事業実施段階における障害当事者参画を実現していることを高く評価し、表彰することとしました。

廿日市市（広島県）

廿日市市では、広島電鉄宮島線の「平良」駅（現「廿日市市役所前」駅）から市役所までのシンボルロードの一部である平良駅通線が平成18年度に完成しました。

この平良駅通線の駅前整備にあたって、交通広場と既設の電車ホームが離れていたことから、交通広場を整備する街路事業と並行して、まちづくり総合支援事業による駅周辺の施設整備を行うとともに、幹線鉄道等活性化事業による乗継の円滑化を行いました。

これにより、交通広場がある場所へ電車ホームが移転されるとともに、上りと下りのホームを連絡する通路の設置、バス停上屋とホーム上屋の一体化といった施設の整備を行い、また、これまで通ることができなかったバスが駅前に入り入れになるなど、自動車や歩行者の駅へのアクセス性が格段に向上しました。

また、周辺のバリアフリー化を進めたことから、駅前においてはバス停と電車ホームが段差なく一体となった特色のある施設を整備することができました。

このように、交通結節点の機能強化を図りつつ、踏切によって分断されていた鉄道駅とバス停の一体整備などにより、異なる交通機関の間のシームレス（継ぎ目のない）な乗継円滑化を図っており、稀な事例であることのほか、シンプルな事例であることにより他への波及効果が期待できることを高く評価し、表彰することとしました。



一体化されたバス停とホーム
（電車下りホームとバス停が段差なく一体となりシームレス化された）

して、平成13年4月から19年12月末までに733件の民間建築物に適合証を交付するとともに（小規模施設が442件（60%）、それ以外の300㎡を超える建築物が291件（40%）、適合証を交付した建築物は、宮崎県や宮崎市のホームページに掲載しています）。

さらに、既存の民間建築物のバリアフリー化を促進するため、条例の整備基準に適合するスロープやトイレなどの改修工事費用の2分の1かつ120万円を限度として助成しています（平成13年度から19年末までに31施設がこの制度を利用）。

このほか平成17年2月に市民協働の組織「宮崎市バリアフリー検討委員会」を設立し、地域のバリアフリー化を進めるために、高齢者や障害者の行きたい街なかの調査やその情報を「観光バリアフリーホームページ」で提供するとともに、20年度からは優れたバリアフリーデザインの民間建築物の顕彰を行う予定です。

このような、継続的な民間建築物のバリアフリー化促進の取組みを高く評価し、表彰することとしました。

宮崎市

平成13年4月に施行された「宮崎市福祉のまちづくり条例」において、事前協議すべき建築物を、工場や共同住宅、事務所を除き、その規模に関わらずすべて対象とするとともに、おおむね延べ面積300㎡未満の小規模施設の整備基準を、「国際シンボルマーク」を掲示するための最低基準と同様にしています。

また、条例の整備基準に適合するものと



整備基準適合証
（デザインは障害者の作業所に依頼して作成した）

住民基本構想 提案への取り組み ～土浦市～

「バリアフリー新法にもとづく基本構想策定を実現させる会」世話人会

を考える会」(代表・金子和雄、つくば市市議会議員)が、電動車いすで電車やバスなどを乗車点検し、交通バリアフリーを訴える障害当事者の今福義明氏(DPI日本会議常任委員交通問題担当)を講師に毎年「集い」を開催してきた。

このほか、手作りのバリアフリーで有名な京成ホテルや障害者でも自由に操れるヨットがある京成マリーナの見学と体験、霞ヶ浦湖畔から亀城公園までのまちのバリアフリーチェックなどに取り組んできた。

高齢者、障害者などが社会参加できるまちづくり

2007年7月、土浦市の中川清市長に、高齢者・障害者など当事者参加によるバリアフリー新法にもとづく基本構想策定を求め、235名が住民提案を行った。これを受けて、市長は平成20年度の第1回市議会冒頭の市政方針演説で、基本構想を策定する旨公表し、今、詰めの手続きが急がれている。

ここでは、基本構想の住民提案に至る活動と、基本構想策定に向けた取り組みを紹介する。

高齢者や障害者が外出しやすいまちに

まちのバリアフリー化に向けた取り組み開始は2004年秋。滝野嘉津子を事務局として「介護保険と福祉を考える女性の会」(代表・中村洋子)と「コミュニティバス

を倒すだけで操縦は簡単、水上をスイスイ移動、「転覆しない」「沈まない」など、安全第一につくられ人気が高い。バリアフリーなマリンスポーツコミュニティ「セイラビリティー土浦」の秋元昭臣代表らスタッフやボランティアの方々の優しく丁寧な指導で、初心者もすぐにベテランになる。笑顔と歓声が湖上に広がっていく。



視覚障害者は触れて形を確認 港の触地図も

土浦市は上野駅からJR常磐線で55分。オリンピック銀メダリスト有森裕子さんも参加する春の風物詩「かずみがうらマラソン兼国際盲人マラソンかずみがうら大会」は、JR土浦駅に近い霞ヶ浦湖畔の川口運動公園から約2万人が力走する。07年には人気グループ「嵐」の二宮和也さんが演ずる自閉症の青年が主人公のドラマ「マラソン」の撮影もあった。

また、市内では、ボランティアを中心とした取り組みにより、高齢者、障害者などが楽しめるイベントなどが開催されている。

「かずみがうら海の駅」ラクスマリーナ(元京成マリーナ)は、「誰でも楽しもう霞ヶ浦」のイベントを開催している。参加者は2〜300人。大人も子どもも、障害者も高齢者も、ヨットやカヌー、モーターボート、20人で漕ぐ長さ12メートルのドラゴ

ンボートなどで、さわやかな風を切って走りまわる。特に、小型ヨット、アクセスディンギーは障害者でも進みたい方向にレバーを倒すだけで操縦は簡単、水上をスイスイ移動、「転覆しない」「沈まない」など、安全第一につくられ人気が高い。バリアフリーなマリンスポーツコミュニティ「セイラビリティー土浦」の秋元昭臣代表らスタッフやボランティアの方々の優しく丁寧な指導で、初心者もすぐにベテランになる。笑顔と歓声が湖上に広がっていく。

「基本構想策定を実現させる会」発足

このため、07年4月、「集い」においてシンポジウムを開き、基本構想の「住民提案」を訴えた。その後すぐに、会名称を「バリアフリー新法にもとづく基本構想策定を実現させる会」とし、この取り組みを進めてきた6人の世話人のほか、村山一人(土浦視覚障害者福祉協会会長)、尾崎征生(土浦市手をつなぐ育成会会長)、館二千雄(茨城青い芝の会土浦支部代表)、井坂正典(NPO法人いきいきネットワーク事務局





「住民提案」を訴えた07年4月1日の「集い」

坂正典市議が市議会で質問し、審議され、前向きな答弁を得て、気運を盛り上げ、7月には235名で「住民提案」に漕ぎ着けた。

参加したい人すべてが参加可能に！

提案の内容は、基本構想を策定するためにあって、①高齢者・障害者がよく利用し、観光客も多い土浦駅周辺―土浦港、ショッピングモール505―亀城公園までを一体的に整備する②企画から現場の調査、施工、事後評価まで高齢者・障害者などの当事者が深く関与できる参画の仕組みをつくる③ユーザーエキスパート（自身や近親者が障害を持つなどの理由でバリアフリーに詳しい人）や、参加したい人すべてが参加できる公募の仕組みをつくる―の3つ。

長・市議会議員）

が加わり、具体化に動き出した。一人ひとりと話し込み、提案者を募る活動を2カ月間行った。また、井

市の担当者も参加、「勉強会」

7月28日、茨城大学工学部都市システム工学科の山田稔先生を招き、「住民提案の意義や基本構想の作り方」「ワークショップの内容」などを学び、実際にキララバスに乗降し、市街地を歩き、歩道の横傾斜、段差、点字ブロックなどを点検した。この勉強会には、市の都市計画課と社会福祉課の担当者にもお願いしてご参加いただいた。参加者との話し合いが直接でき、その後の活動に大きくつながった。

その一番の成果は、55歳の時に網膜剥離で失明した田所正員さん（70）の訴えが、参加者の気持ちを揺り動かし、心一つにその後の取組みを進めることができたことだ。田所さんは、勉強会に出かけてくるとき、猛暑の中でバス停を探し、さまざま羽目になった。バス停が廃止されていたからだ。訓練でバス停までやっと来られるよう



土浦市の担当者も参加、山田先生の勉強会

になった矢先だった。

私たちは直ちに、関東鉄道バスや市への陳情、地域へのチラシ配り、聞き取りのアンケート調査などを全力ですすめた。土浦市も関係者とねばり強く話し合い、副市長までが動き出し、2カ月後の10月1日、バス停が復活した。復活の日には、田所さんを先頭に、復活バス停から「初乗り」し、市の担当者の方々やバス事業者と市の会議室で、今後の公共交通を展望しながら、お祝いのトークを行った。



亀城公園噴水脇のでこぼこ橋は怖い



バス停復活！喜びの初乗り 田所さん

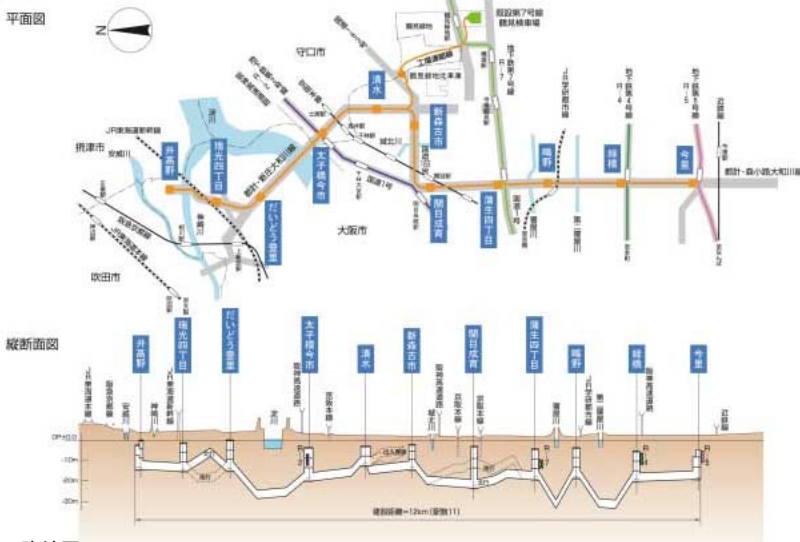
これに弾みをつけ、「意見交換会」を実施。「北口再開発」「亀城公園の園路・皿形側溝問題」「市民会館」「国民宿舎水郷」などの段差、「歩道のタイルがはがれ危険」など、一つ一つを市議会に、または直接担当部署をまわって解決を迫った。直ちに解決されたこともあったが、縦割り行政の中で右往左往し、難問も多かった。

新法の基本構想策定に大きな期待

バリアフリー新法では、市が調整役で、高齢者や障害者などの当事者、事業者、関係者などが一堂に集まり討議し、理解を深め、課題を解決していく。「誰でも、どこでも、自由に、使いやすく」のユニバーサル・デザインの考え方で包括的メニューも拡充し、スパイラルアップ（段階的・継続的・試行的発展）的な展開をめざす。その過程であらゆる人が社会活動に参加し、自己実現するための施策も広がる。社会参加できず家に閉じこもらざるを得ない方々の声が反映できる仕組みも模索し、さらに、障害者・高齢者への理解が深まれば、新法規制対象以外の施設でも、高齢者や障害者などが日常生活や社会生活において利用できる施設や管理者などのバリアフリー化への取組みも進んでいくと期待している。

※ 文中、当会「世話人」は敬称略

大阪市交通局における バリアフリーの取組み



大阪市 交通局

大阪市交通局では、「市営交通バリアフリー計画」を平成15年に策定し、すべてのお客さまが安全で快適に利用できる地下鉄となるよう改良を進めています。例えば、すべての駅におけるホームから地上までのエレベーターによるワンルート整備や、地下鉄などの乗換経路におけるエレベーターによるワンルート整備を行っており、計画期間である平成22年度までに133駅すべてにおいてワンルート整備を行う予定です。また、車いすで利用できるトイレや車いすスペースの設置などその他のさまざまなお取組みも、ますます快適にご利用いただけるよう行っているところです。

バリアフリー設備の充実した今里筋線

既設地下鉄路線においてバリアフリー設備の充実を図っていくとともに、安心して便利に利用できる大阪市内の地下鉄ネットワークの拡充にも取り組み、平成18年12月に地下鉄今里筋線が開業しました。今里筋線は、既成市街地で人口が密集する大阪市東部地域において、都心に対して放射状に整備されている既設地下鉄（谷町線・長堀鶴見緑地線・中央線・千日前線）、JRや京阪などの鉄道と連絡することにより、放射状路線の混雑緩和や東部地域の移動を円滑するとともに、同地域のまち



エレベーター

づくりを促進し、地域の活性化に寄与する路線として整備されました。今里筋線は、既設地下鉄の下を通過する深い構造となるため、エスカレーターやエレベーターの上下移動のための設備の充実が重要となりました。さらには、どなたにも利用しやすい、快適で便利な施設にするために、積極的にバリアフリー設備の充実を図りました。

今里筋線では基本的に各駅2カ所の出入口があり、それら両方にエレベーターが設置されているため、どの方向から地下鉄にアプローチしても必ずエレベーターで駅構内に移動することができます。駅構内の中階ホームもエレベーターを設置しており、すべてのルートに段差のない駅となっています。また、既設地下鉄に連絡する駅では、その乗換えルートにおいてもエレベーター、エスカレーター、ムービングウォ

ーク、スロープなどを設置し、連続的なバリアフリーに取り組み、だれもが安全で快適に利用できる施設となっています。その他にも、出入口から乗降口まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、要所には音声案内設備を配置しました。

ひとにやさしい駅施設

各駅のトイレは基本的に利用しやすい場所に配置し、コンコース通路床面とトイレ床面の高さを等しくして段差をなくし、車いす利用の方もこれまで以上にご利用いただきやすい構造としました。またすべての男子トイレ・女子トイレそれぞれに男女別の多機能トイレを設置し、すべての多機能トイレに洋式便器やオストメイト用温水器付汚物流し、折りたたみ式おむつ交換シートを備えるなど、どなたでも利用が可能なように工夫した便利で安全な多機能トイレを設置しています。その他にも、2段手すりや点字誘導トイレの設置、眼の不自由な



多機能トイレ

方のための点
字案内板、点
状運賃表を設
置しています。

各駅のプラ
ットホームに
は、液晶モニ
ターを使用し
た電車接近・
行先を表示す

る旅客案内装置を設置しています。また、
情報コーナーを設けて、駅構内の案内をは
じめ、駅周辺の情報や出入口の案内、路線
図など種々の情報を1カ所にまとめて掲示
し、その付近に駅長室と連絡ができるイン
ターホンを設置して、ソフト的な面からも
より一層利用しやすい地下鉄を目指しまし
た。また、ホームと車両の床面の高さの差
による段差も極力小さくしています。

安全対策

これまで既設線において、プラットホー
ム端におけるお客さまと列車との接触事故
やプラットホームから軌道への転落事故を
防止するため、車両連結面間転落防止装置
などさまざまな取組みを行ってきました。
しかし、完全に接触・転落事故を防ぐこと
ができないため、今里筋線では大阪市交通
局で初めて可動式ホーム柵を導入しまし
た。可動式ホーム柵は、乗降時以外はホー
ム柵を閉じることにより線路とホームを区



旅客案内表示

分し、接触・転落事故などを防止して飛躍
的に安全性が向上しました。可動式ホーム
柵を導入するにあたっては、プラットホー
ム上の狭隘部^{きょうがいぶ}の幅員の確保など構造上の問
題があり既設線での導入には課題を解決し
ていく必要がありますが、新規路線である
今里筋線では、そのような課題を設計段階
から解決していくことで実現することがで
きました。さらに、可動式ホーム柵上面に
各扉位置を示す点字プレートを設置し、開
閉時にはメロディーを鳴らすなどの機能を
設け、分かりやすさの向上に努めました。



可動式ホーム柵

ひとにやさしい車両

今里筋線の車両は、ひとにやさしい車両
を目指してバリアフリー化を積極的に進め
ていくとともに、お客さまの快適性を重視
し、新鮮さや爽やかさを取り入れました。

壁や天井の化粧板は白系を基調とし、窓を
大型1枚窓にして車内をより明るく、開放
感が持てるように配慮しました。
車いすスペースは各車両1カ所ずつ設け
ており、緊急時には乗務員もしくは指令所
と連絡を取ることができるよう非常に非常通報
装置（インターホン）を設置し、車いすの
方でも容易に利用できるよう取り付け位置
についても配慮しています。



車いすスペース

また、各車両の乗降口上部に乗換え案内
やPRなどの情報を表示することが可能な
車内案内表示器を1両あたり3カ所、千鳥
配置で設けました。さらに、車内案内表示
器の反対側乗降口上部にも、次駅で開く乗
降口の側を視覚的な表示とチャイムの音で
お客さまに案内する扉開閉案内器を設け、
車両のバリアフリー化に取り組みました。



車内案内表示器



扉開閉案内器

地下鉄今里筋線のバリアフリーへの取組
みを評価していただき、大阪市交通局は内
閣府の平成19年度バリアフリー化推進功勞
者表彰において、「内閣府特命担当大臣表
彰 奨励賞」を受賞しました。奨励賞はバ
リアフリー化の推進に関する取組みが地域
における模範となり、表彰の授与による啓
発効果が期待できるものに対して贈られる
賞です。

大阪市交通局では、従来からのバリアフ
リーに対する積極的な姿勢が新線で結実
し、評価をいただけたものと考えており、
今後とも「市営交通バリアフリー計画」の
着実な実施など地下鉄ネットワークのます
ますのバリアフリー化に取り組んでいき
たいと考えています。

紹介

佐賀県パーキングパーミット制度 ~本当に必要な人のために~

佐賀県 健康福祉本部地域福祉課



そして、このUDのまちづくりの具体的な取組みの1つとして、「佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度」を平成18年7月から実施しました。

制度の内容

この制度は、ショッピングセンターや図書館といった多くの人が利用する公共施設で、身障者用駐車場について県と利用の協定を締結してもらい、県内共通の利用証を発行して、それを利用できる方を明らかにすることで、本当に必要な方のために駐車スペースを確保するものです。

次の2種類の利用証を発行しています。

①身体障害者や、高齢者で要介護の方など身体の状態が変わらない方を対象とした、5年間有効の緑の利用証

②妊産婦やけが人など一時的に歩行が困難な方を対象とした、1年未満で必要な期間有効なオレンジの利用証

この制度の特徴の1つは、車ではなく、身体に障害のある方など本人に対して交付されることです。

また、もう1つは身体に障害がある方だけでなく、高齢や妊娠、ケガ、あるいは難病などにより歩行困難な方まで広く対象としていることです。

高齢者の場合は介護認定の要介護1以上の方、妊産婦の場合は妊娠7カ月から産後3カ月、ケガの方の場合は医師の診断書により歩行が困難な期間（ただし1年未満・

佐賀県では、止まらない身障者用駐車場の不適正利用への対策として、「佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度」を平成18年7月から実施しています。

これは、県が身障者用駐車場の利用証を発行し、協定を結んだ施設と連携して不適正利用を防ぐもので、自治体が行うものとしては、全国初の取り組みです。

ここでは、制度制定までの経緯や制度の内容、施行から約2年を経過して表れている効果や、これからの課題について紹介します。

制定の背景・経緯

近年、ショッピングセンターやホテルな

ど多くの公共的な施設には、バリアフリーの考え方が浸透し、身体障害者のための駐車場が整備されてきました。

これは、ご承知のとおり、ハートビル法（平成6年）、バリアフリー新法（平成18年）や地方公共団体の条例で、一定規模以上の公共的施設については、最低1台3・5m以上の広い幅の身障者用駐車場を入口に近いところに設置することが定められていることにもよります。しかし、このスペースをどのように管理するかについては、統一のルールがなく、誰が停めてよいかもはっきりしていません。

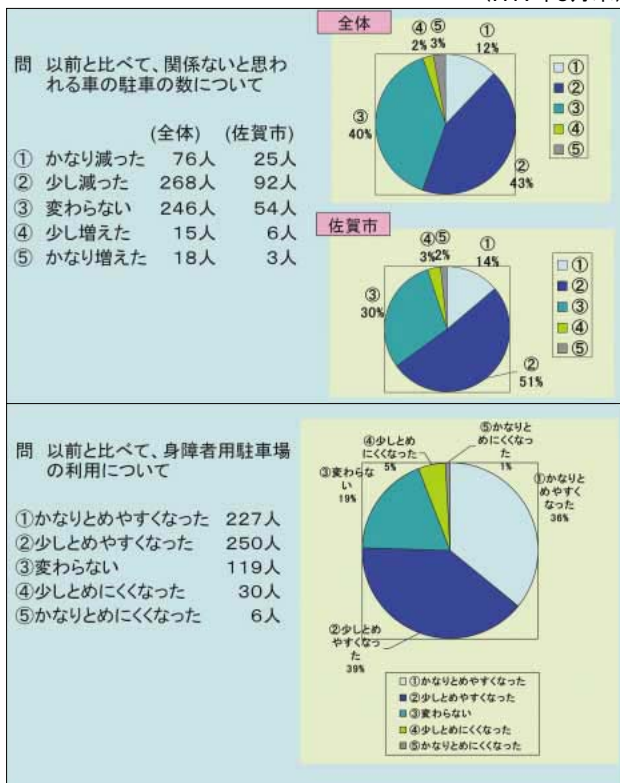
また、障害のある方々がよく話題にされるのが、身障者用駐車場になかなか停められないというものです。もちろん確保されている駐車台数の問題もありますが、「障害のない人が身障者用の駐車スペースに車

を停めているため、駐車できずに困っている」という多くの声が聞かれます。「車いすマーク」のステッカーが市販され、容易に手に入ることから、障害のない人が悪用しているという話も聞きます。

これらは、もちろん車を運転する人のモラルの問題ではありますが、身障者用駐車場を管理するための統一したルールがないことから、誰が停めてよいか明確でないことも、健常者が軽い気持ちで停めてしまっている理由ではないかと思われます。

今、佐賀県では「誰もが地域で自分らしく安全に暮らせる住みよいまち」「安心して子どもを生み育てることができると社会を実現するため、すべての人にとって安全安心で、利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）の考えに立つてまちづくりを進めています。

利用者アンケート結果 (H19年3月末)



更新制度あり」としています。
 制度実施にあたっては、海外のように罰則を設けることも検討しましたが、まずは、罰則があるから停めないのではなく、身障者用駐車場の意味を理解してもらい、停めないようにすることが必要であると思いい、あくまでも、協力施設管理者と一緒に、制度の周知を行い、不適正駐車をなくして、障害者など本場に必要の方々のために身障者用駐車場を確保するシステムとしました。

制度の効果・影響、利用者の声など

実施から約2年が経ちましたが、利用証の交付数は6200件、協力施設数も570施設を超え、制度は浸透しつつあります。
 「このような制度を県が実施していただいて大変ありがたい」との多くの声とともに、今後、協力施設における不適正駐車状況をしっかりと検証することが重要となりますが、現在までのところ、確実に減少しています。これまで、ちよつとだからという軽い気持ちで停めていた人が、制度の実施によって、減っているようです。
 平成19年3月に実施した利用者へのアンケート調査でも、不適正駐車が減ったと回答した人が54%、止めやすくなったと回答した人が75%という結果が出ています。
 また、制度実施後、県内はもとより全国各地の自治体、議員、身障者団体、マスコミなどからの問い合わせが相次ぎ、あらためて身障者用駐車場は全国共通の大きな問題であることを実感しています。

「この制度を県が実施していただいて大変ありがたい」との多くの声とともに、今後、協力施設における不適正駐車状況をしっかりと検証することが重要となりますが、現在までのところ、確実に減少しています。これまで、ちよつとだからという軽い気持ちで停めていた人が、制度の実施によって、減っているようです。

また、利用者からは、「外見上健常者に見えるため周りの視線を気にしていたが、どこからでも見える利用証を使うことで安心して駐車できる(内部障害者)」「体調が悪くても病気でないからと遠慮してきたが、これで堂々と止められ、大変ありがたい(妊産婦)」「身障者手帳をダッシュボードにおいて停めていたが、大切なものなので、抵抗感があった。これなら安心して置いておける(身体障害者)」などの声が届いています。

一方で、民間の施設管理者からも、「苦情が一番多いのが身障者用駐車場であったが、県に協力していますということでも不適正駐車に対する指導がしやすくなった」「利用証は遠くからでも見えるので、管理がしやすい」などのご意見を頂いています。

制度の課題と今後の展開

課題もあります。

まだまだ県内でも一般の県民の方々への浸透が十分ではないと思っています。制度の浸透は不正駐車の減少につながるのので、さまざまな広報媒体や、県内各地のイベントでのPRなどを行っています。
 また、身障者用駐車場の不適正駐車は、

全国共通の問題であり、今、この制度を佐賀県モデルとして全国に発信しています。九州地方知事会での制度実施に向けた協議や、身障者団体の大会での決議や要望、国会や地方議会での質問などが行われ、その結果、平成19年度には、山形県、長崎県、福井県、熊本県で同様の制度が制定されており、今後もいくつかの自治体で実施に向け検討中と聞いています。

さらに、身障者用駐車場のスペースの確保の問題もあります。この制度を通じて不正駐車が減少すれば、それぞれの施設で、身障者用駐車場が現実にはどれくらい必要とされているのかが明らかになります。協力施設とも協定書の中で、「利用状況を把握して、必要な台数の確保に努めること」としてはいますが、身障者用駐車場の利用状況の検証をしっかりと行いながら、本当に必要とする人のために、スペースの確保に努めていきたいと考えています。

パーキングパーミット制度については今後も、いろんな方々の意見をお聞きしながら、改善すべきは改善して、少しでもよりよい制度にしていきたいと思っています。また、この制度を全国に広げ、共通のルールにして、各自治体が発行する利用証を相互利用できるようなれば幸いです。そして、不適正駐車がなくなり、本場に必要の人がいつでも気軽に利用できるような暮らしやすい社会になることを願っています。